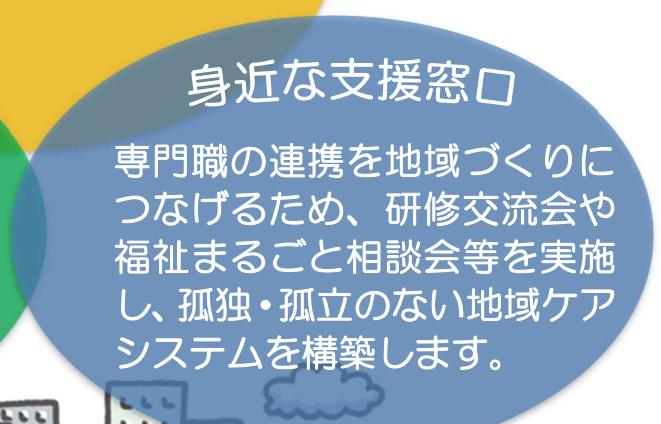
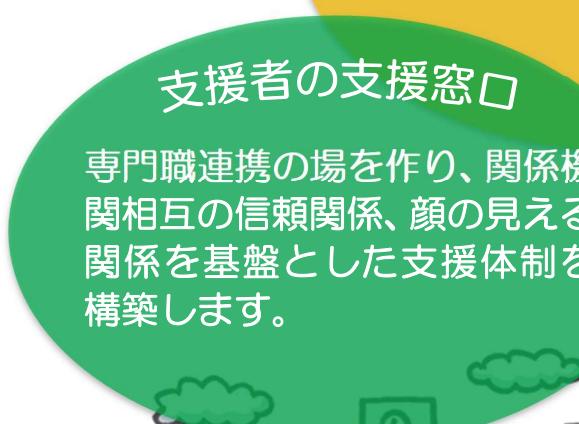
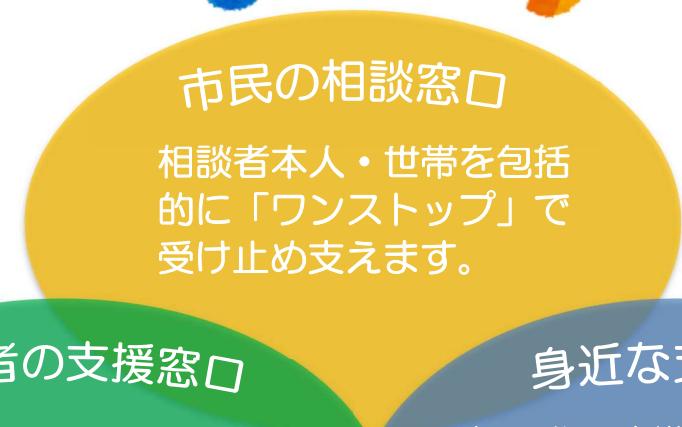


尾道市重層的支援体制整備事業実施計画

COCORONOMICHI
こころ（お）のみち が

な が



令和6年3月

尾道市

目次

1	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の経緯・背景	1
(2)	計画の位置づけ	3
(3)	計画期間	4
(4)	計画の策定方法	4
2	重層的支援体制整備事業	4
(1)	重層的支援体制整備事業とは	4
(2)	計画で目指す姿	5
(3)	三つの理念	6
(4)	事業の実施体制	7
(5)	事業の実施内容	8
①	重点取組	8
②	基本取組	11
3	各種会議	20
4	連携機関・関係先機関	22
5	評価サイクル	22
6	事業目標・評価指標	22
7	用語解説	23

1 計画策定にあたって

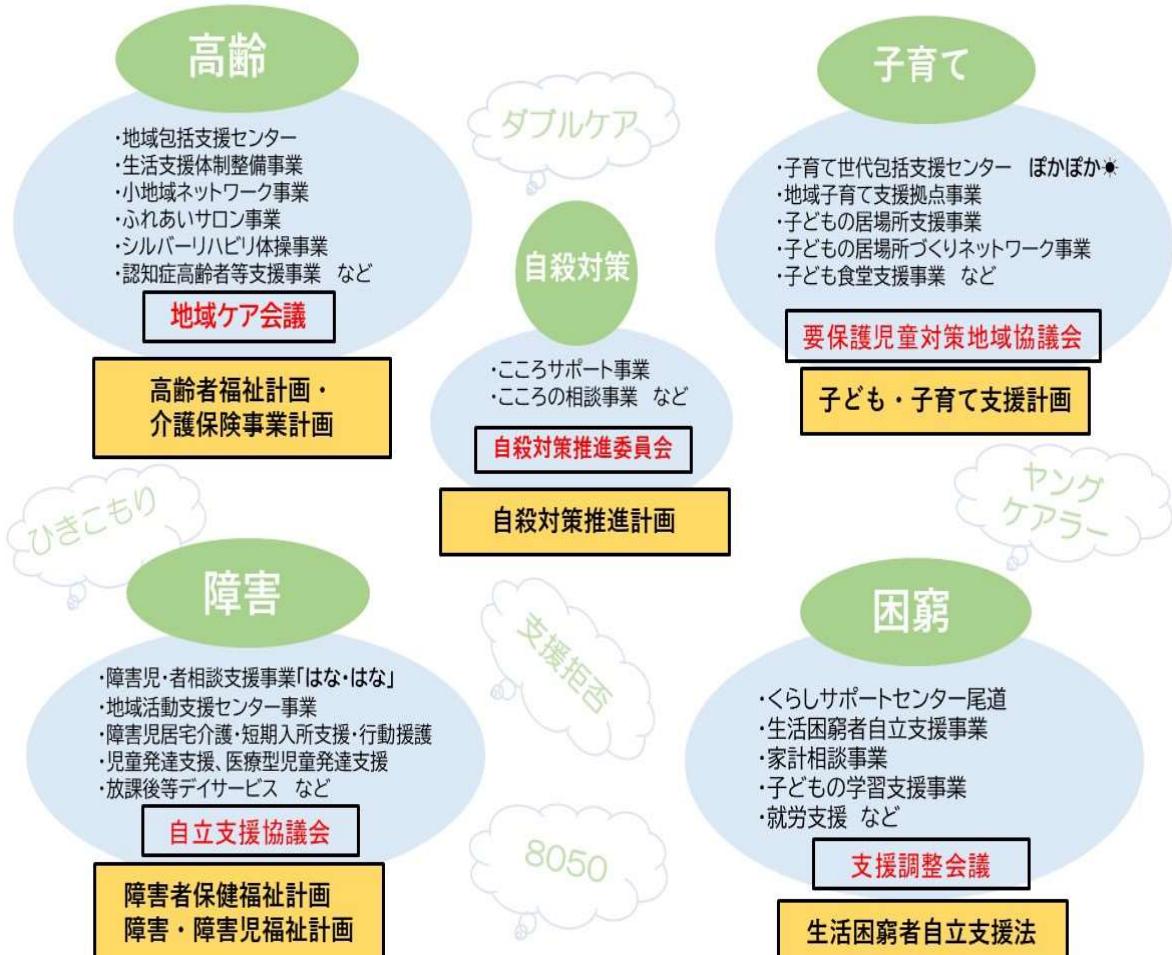
(1) 計画策定の経緯・背景

核家族化、少子高齢化、人口減少等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、改正社会福祉法（令和2年法律第52号）において、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では令和2年度まで、高齢、障害、子育て、生活困窮、自殺対策の分野別に、典型的なリスクを対象として、専門的な支援体制の充実を図ってきました。

しかしながら、各分野の相談支援の現場では、「8050問題」や「ダブルケア」「ヤングケアラー」「ひきこもり」のように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制では対応しきれない事例が徐々に顕在化していました。

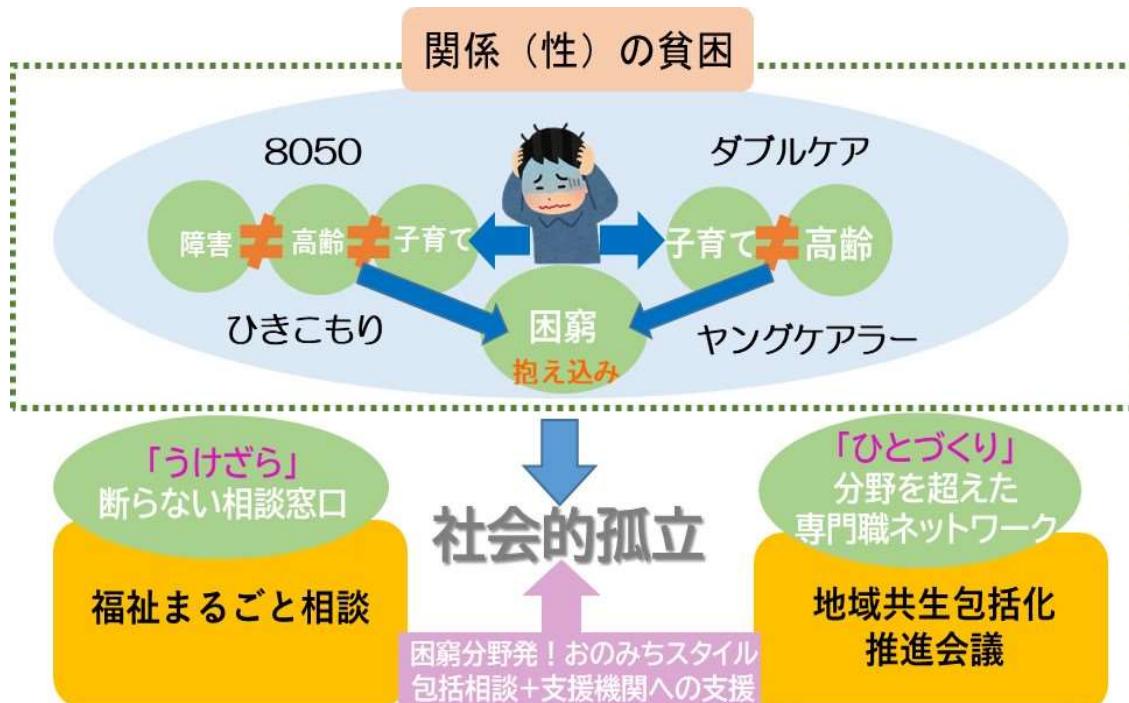
～令和2年度 分野ごとに典型的リスクに対する支援を充実



また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加していました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のような地域生活課題が顕在化してきました。

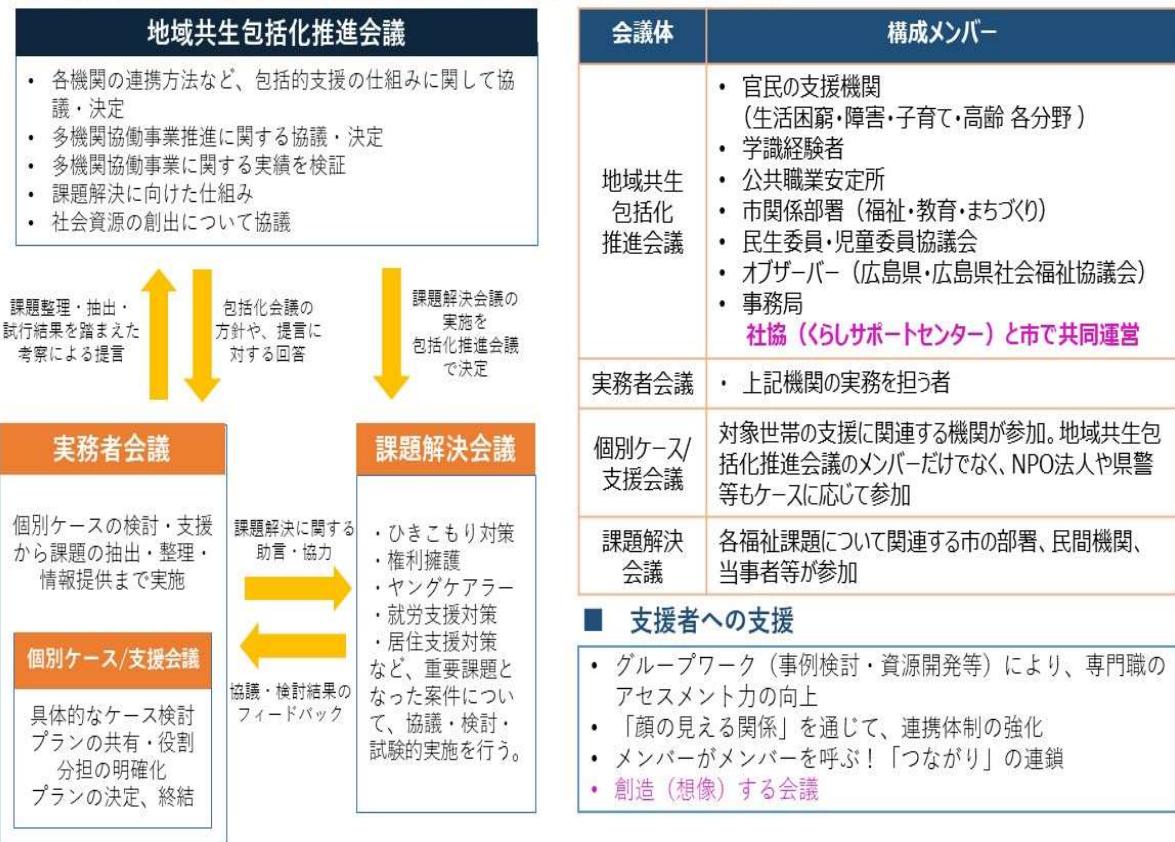
- ・生計維持が不安定な世帯とその背景にあった*「関係（性）の貧困」
*教育・経験・人とのつながりに恵まれない状態
- ・相談支援機関を知らない又は相談が苦手な人たちの多さ
- ・ひきこもりなどの複合的な課題の表面化



そうしたことから、本市では、令和2年5月に「福祉まるごと相談窓口」を設置するとともに複雑化・複合化する福祉課題に対し、多機関協働で取り組むべく令和3年1月に官民共同で「尾道市地域共生包括化推進会議」を設置し、地域、行政、関係機関等が協力し、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として地域共生社会の実現に向けた取組を推進しました。

これまでの取組により、相談窓口の明確化・ワンストップ化、多機関連携による伴走支援体制、支援者への支援体制、福祉資源の開発（ひきこもり支援）等、移行に対して必要な体制整備が図られたため、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を開始し、当該事業に係る実施計画を次のとおり定めます。

■ 尾道市地域共生包括化推進会議（令和2年度～令和5年度）



(2) 計画の位置づけ

尾道市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

なお、尾道市総合計画後期基本計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

本計画は市総合計画後期基本計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものとともに、高齢、障害、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、「総合計画後期基本計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者保健福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康おのみち21」、「食育推進計画」、「自殺対

「地域子育て支援事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の地域福祉に関する計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容とします。

(社会福祉法第106条の5第3項)

計画名称	2017年 平成 29年	2018年 平成 30年	2019年 令和元年	2020年 令和 2年	2021年 令和 3年	2022年 令和 4年	2023年 令和 5年	2024年 令和 6年	2025年 令和 7年	2026年 令和 8年	
総合計画											
	基本構想（10年）										
	基本計画（5年）					基本計画（5年）					
子ども・子育て支援 計画	第1期計画（5年）			第2期計画（5年）							
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期計画（3年）		第8期計画（3年）			第9期計画（3年）					
障害者保健福祉計画	第4次計画（6年）		第5次計画（6年）			第6次計画（3年）					
障害福祉計画	第5期計画（3年）		第6期計画（3年）			第7期計画（3年）					
障害児福祉計画	第1期計画（3年）		第2期計画（3年）			第3期計画（3年）					
健康おのみち 21 食育推進計画	第2次計画（11年）						第3次計画（12年）				
	第3次計画（6年）						第4次計画（6年）				
自殺対策推進計画	第1次計画（6年）						第2次計画（6年）				
重層的支援体制整備 事業実施計画											第1次計画（3年）

(3) 計画期間 令和6年度～令和8年度とします。

※尾道市総合計画後期基本計画の計画期間

(4) 計画の策定方法

尾道市地域共生包括化推進会議で計画（案）を策定します。

2 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、従来の分野別の支援体制を地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制へと発展させ、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱として、これらを一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働

による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施するものです。

本市においても、この事業への取組を通じて、分野を超えた連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 計画で目指す姿

これまで構築してきたワンストップの相談窓口や専門職のネットワークによる伴走支援体制を日常生活圏域ごとに確立できるよう取組を進めています。

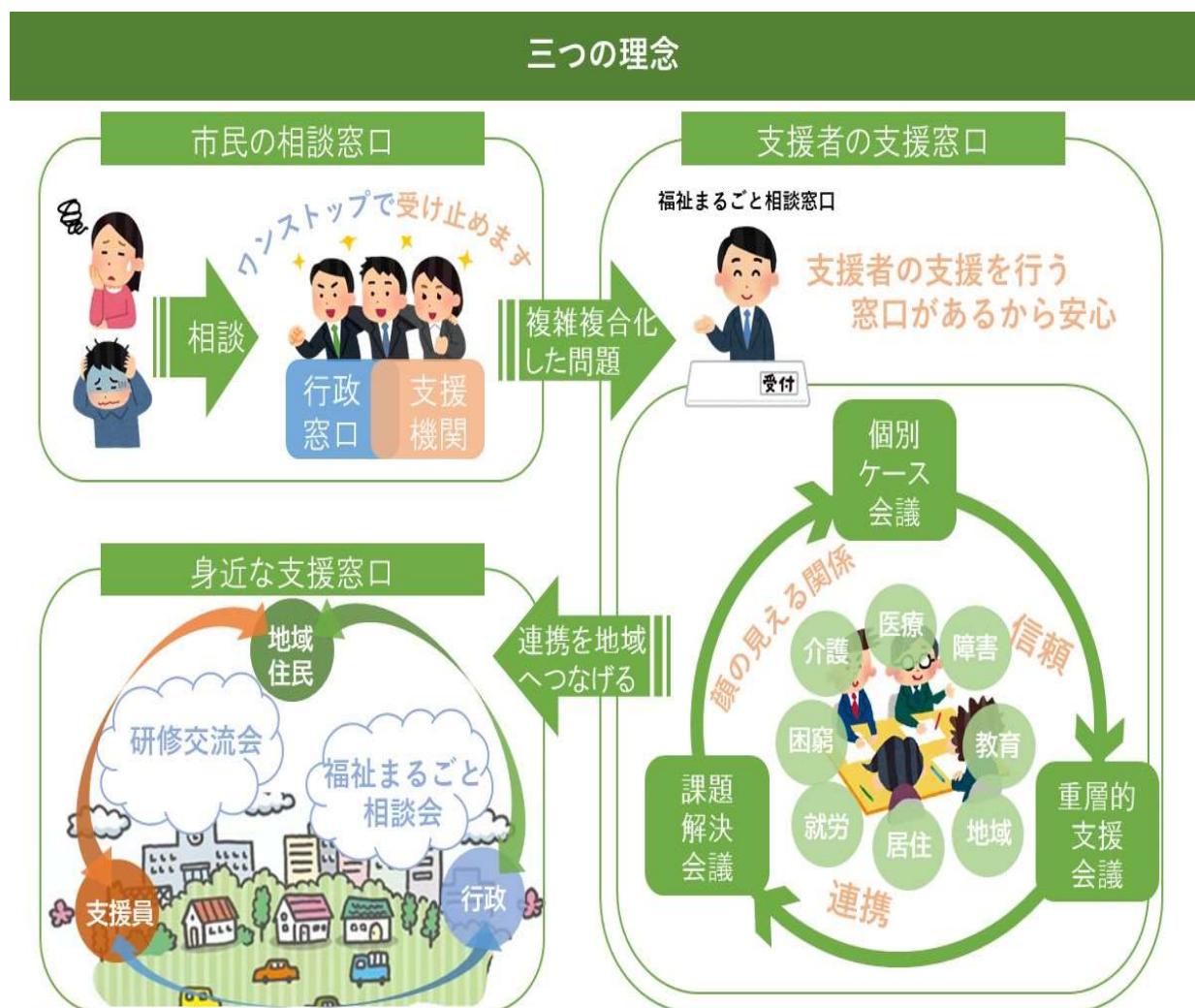
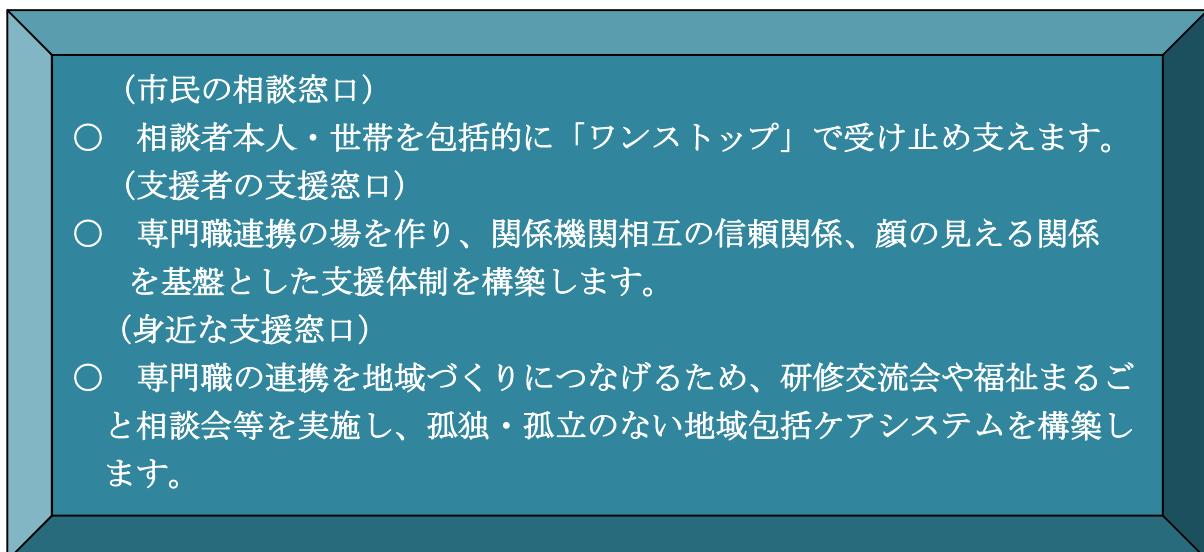
具体的には、専門職と民生委員・児童委員、地区社協、福祉事業所等と情報交換や研修等を行う「研修交流会」や「福祉まるごと相談会」を実施し、そこで寄せられた課題について、多機関協働事業で抽出・分析し、課題解決の検討を行い、分野を超えた新たな参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を創出することによって、圏域ごとに孤独・孤立のない地域包括ケアシステムを構築していきます。

これまで出来たこと	これから取組むこと
○ 相談窓口の明確化とワンストップ化 (福祉まるごと相談窓口)	○ 圏域ごとの相談支援体制構築 (研修交流会・福祉まるごと相談会)
○ 多機関協働の円滑化・迅速化と専門職のアセスメント力の向上 (地域共生包括化推進会議)	○ 多機関協働事業を核とした、事業間連携体制の構築と個別プランによるきめ細やかな伴走支援体制 (おのまる会議)
○ 複雑化・複合化した課題を持つ世帯の伴走支援の仕組み作り (個別ケース会議/支援会議)	○ 権利擁護の仕組み作り (課題解決会議権利擁護部会)
○ ひきこもり支援体制の構築 (「みらサポ」「みらいネット会議」)	○ ひきこもり支援の充実 (身近な応援者の養成)

専門職と地域福祉関係者による協力体制（日常生活圏域）



(3) 三つの理念



(4) 事業の実施体制

「尾道市地域共生包括化推進会議」を発展させた「おのまる会議（重層的支援会議）」を中心に、市の関係部署や関係機関と連携して実施します。

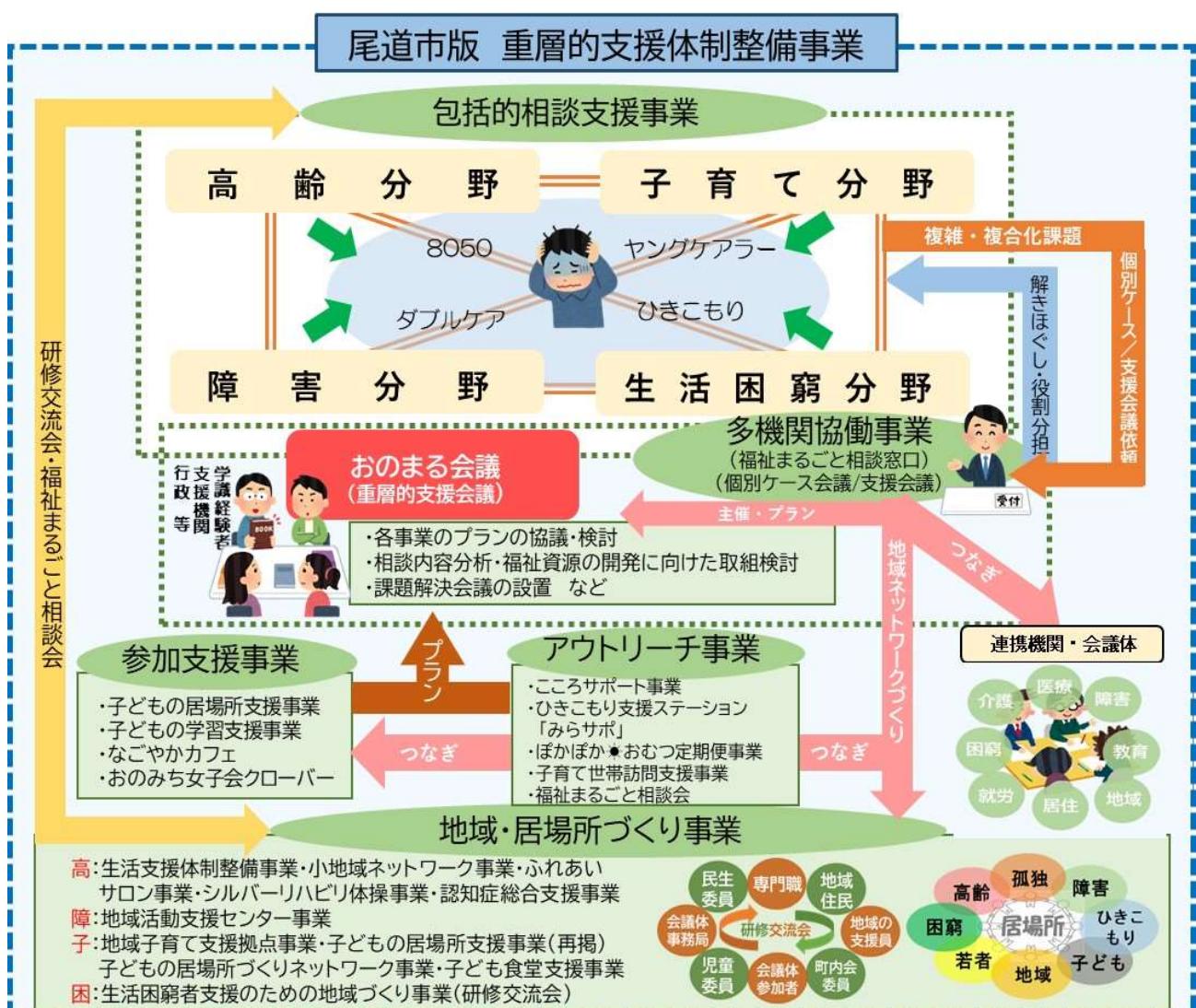
(これまでの経過)

STEP1 (令和2年5月～)

多機関協働による断らない相談窓口「福祉まるごと相談窓口」を開設 STEP2 (令和3年1月～令和6年3月)

官民共同の会議体として「尾道市地域共生包括化推進会議」を発足し、支援機関間の連携強化や、支援機関に対するサポートを行う取組を開始
STEP3 (令和6年4月~)

(仮称) おのまる会議（重層的支援会議）を発足し、従来のワンストップの相談窓口、専門職の支援窓口に加え地域・居場所づくりに関する事業に着手



(5) 事業の実施内容

① 重点取組

ア 多機関協働事業

令和2年5月、どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」を開設し、多機関協働で断らない相談に取り組んでいます。

支援機関同士、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行っています。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、個別ケース会議又は支援会議を通じて、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行っています。

■ 福祉まるごと相談実績（令和2年度～令和5年度） R2：91件 R3：265件 R4：314件

内 容	R2	R3	R4	事 例
ひきこもり 8050問題	20	50	72	母親・子の2人世帯。母は認知症で要介護1、子は長期ひきこもり（無就労）父が存命中は、両親の年金で生計を維持してきたが、父の死亡により生計維持が困難となり困窮に至った。
介護による困窮 ダブルケア	13	25	19	父・母の2人世帯。子は父の透析治療の送迎、介護を行っており、自身も呼吸器・循環器の疾患を抱え、今後はペースメーカー装着の見込みであり、無就労。 将来への不安で不眠となり、精神通院を検討している。
疾病による困窮	19	56	43	高齢単身世帯。年金は月額10万円程度。65歳まではシルバー人材センターで就労していたが現在は無就労。ギャンブル依存で多重債務者。悪性新生物により医療費が増加し、生計維持困難となる。
障害による困窮	18	81	110	聴覚障害を持つ母と子2人のひとり親世帯。 離婚後、養育費について弁護士に相談中。転居を迫られているが、転居費用の捻出や転居先の物件探しが困難（権利擁護の課題）
その他	21	53	70	夫婦と子の3人世帯。多額の債務を抱え、困窮。弁護士に相談するも着手金の支払いが困難で中断。父・子が就労するも母の家計管理や家事能力が乏しく、自宅もゴミ屋敷となっている。

イ ひきこもり支援

令和4年3月に尾道市地域共生包括化推進会議内に設置した「課題解決会議ひきこもり部会」とひきこもり支援ステーション「みらサポ」の運営会議との合同会議「みらいネット会議」が中心となって重点的に取り組んできました。

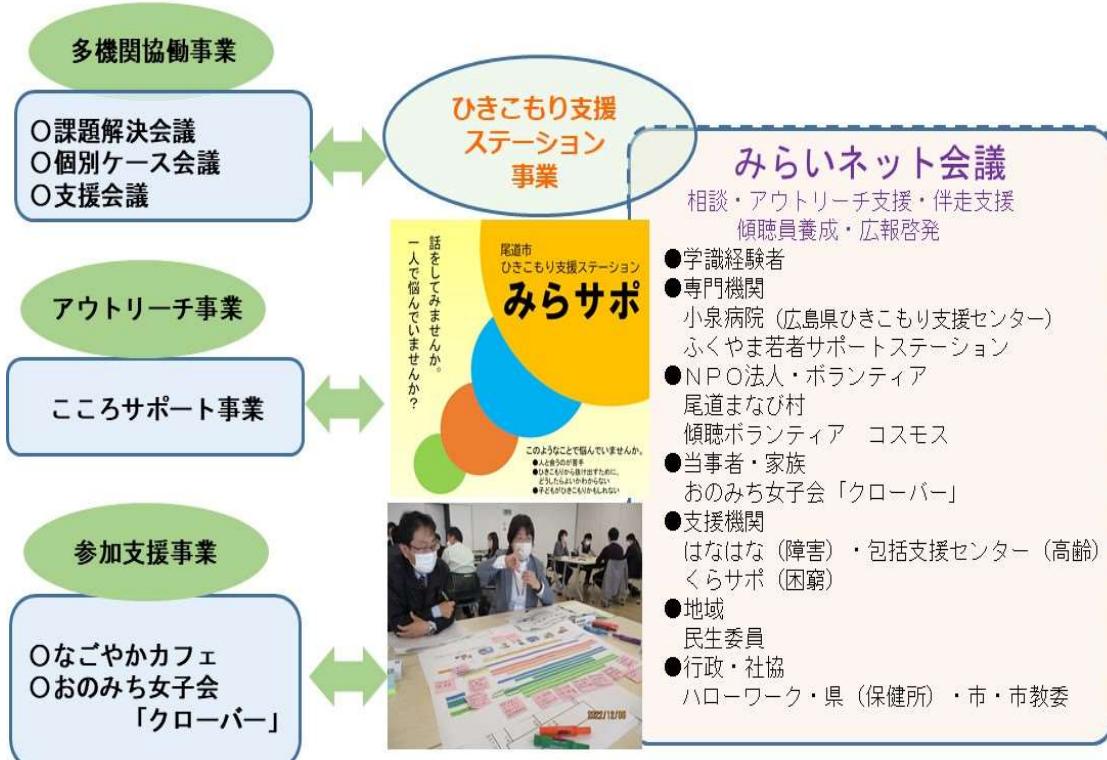
窓口での相談のほか、本人や家族の同意のある場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行っています。

また、ひきこもりに関するセミナー等を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っています。

さらに、ひきこもりに関する理解・啓発を目的とし、ひきこもり状態にある人やその家族のよき理解者となる「ひきこもりサポート」や傾聴支援員「みらいサポート」の養成を行っています。

課題解決会議としては、支援体制の基盤構築が完了したため、令和5年10月に終結し、以降、「みらいネット会議」として運営しています。

「ひきこもり」支援体制



■ 「みらサポ」相談実績（令和4年度）

	本人	家族	知人	関係機関	計
来所相談	27	49	0	4	80
電話相談	39	48	3	27	117
メール相談	7	0	0	0	7
訪問相談	65	31	0	1	97
その他	13	0	0	16	29
合計	151	128	3	44	330

■ 広報・啓発実績（令和4年度～令和5年度）

令和4年9月11日 「設置記念フォーラム」（会場160人、オンデマンド80人）

令和4年10月18日 「民生委員研修会」（50人）

令和5年8月 ひきこもりサポートシンボルマーク作成（デザインを公募）

■ 支援体制整備実績（令和4年度～令和5年度）

○ひきこもりサポート一養成 77人登録

○サポート用支援マニュアル・パンフレット作製 など

○傾聴支援員養成 22人登録



ウ 権利擁護の仕組みの検討

令和5年度に課題解決会議「権利擁護部会」を設置し、尾道市における権利擁護の支援の在り方を検討します。

（主な検討課題）

- （ア） 成年後見制度の利用支援体制について
- （イ） 中核機関設置の必要性について
- （ウ） その他、権利擁護全般に係る課題について

② 基本取組

ア 包括的相談支援事業 [第1号]

高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の相談支援事業者・行政窓口において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、多職種協働で本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

「(仮称) おのまる会議(重層的支援会議)」において研修交流会や福祉まるごと相談会を企画し、各機関の包括的アセスメント力の向上に取り組みます。

単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、多機関協働事業の個別ケース会議又は支援会議にて各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

(ア) 地域包括支援センターの運営[第1号のイ] (設置箇所数: 7)

介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

名称	所在地・連絡先	形態
尾道市地域包括支援センター	尾道市新高山3丁目1170-177 (尾道市立市民病院内) 0848-56-1212	直営
尾道市北部地域包括支援センター	尾道市御調町市107-7 (御調福祉保健センター内) 0848-76-2495	直営
尾道市東部地域包括支援センター	尾道市東尾道4-4 (ベイタウン尾道組合会館内) 0848-56-0345	委託
尾道市西部地域包括支援センター	尾道市門田町22-5 (尾道市社会福祉協議会内) 0848-21-1262	委託
尾道市向島地域包括支援センター	尾道市向島町5888-1 (向島福祉支援センター内) 0848-41-9240	委託

尾道市南部地域包括支援センター	尾道市因島中庄町 1955 (因島医師会老人介護保険施設ビロードの丘内) 0845-24-1248	委託
南部地域包括支援センター瀬戸田支所	尾道市瀬戸田町林 1288-7 (瀬戸田福祉保健センター内) 0845-24-1248	委託

(イ) 障害者相談支援事業[第1号のロ]

(障害児・者相談支援事業「はな・はな」) (設置箇所数: 2)

障害者総合支援法に基づき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障害者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、対象者の権利擁護を目的とした援助を行います。

所在地	連絡先	形態
尾道市門田町 22-5	0848-29-5002	委託
尾道市因島田熊町 1315-1	0845-23-7020	委託

(ウ) 利用者支援事業[第1号のハ]

(子育て世代包括支援事業 ぽかぽか●) (設置箇所数: 7)

母子保健と子育て支援のサービスをワンストップで提供する拠点“ぽかぽか●”を市内7箇所に設置し、妊娠期から出産、子育て期の相談支援を母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが一貫して行い、全ての子育て家庭が不安なく子育てができるよう総合的な相談支援を実施します。また、産婦健康診査、産後ケア事業、子育て教室などに取り組み、切れ目のない支援体制の構築を目指します。地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点と連携し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

名称	所在地・連絡先	形態
尾道市子育て世代包括支援センター ぽかぽか●	尾道市門田町 22-5 (尾道市総合福祉センター内) 0848-36-5003	直営
ぽかぽか●おのみち	尾道市防地町 26-24 (おのみち子育て支援センター内) 0848-37-2409	直営

ぽかぽか・ひがしおのみち	尾道市東尾道 4-4 (ベイタウン尾道組合会館内) 0848-55-7117	直営
ぽかぽか・むかいしま	尾道市向東町 3504-4 (向東認定こども園内) 0848-29-9021	直営
ぽかぽか・みつぎ	尾道市御調町市 107-1 (御調保健福祉センター内) 0848-76-2235	直営
ぽかぽか・いんのしま	尾道市因島土生町 100-4 (芸予文化情報センター内) 0845-22-1545	直営
ぽかぽか・せとだ	尾道市瀬戸田町林 1288-7 (瀬戸田福祉保健センター内) 0845-27-3849	直営

(エ) 自立相談支援事業[第1号のニ](くらしサポートセンター尾道)
(設置箇所数: 1)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して相談者の状態に応じたプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

所在地	連絡先	形態
尾道市門田町 22-5 (総合福祉センター内)	0848-21-0322	委託

イ 参加支援事業 [第2号]

参加支援事業は、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関することその他社会参加のために必要な支援を行うものです。

本市では、さまざまな課題を抱えた方々の居場所の設立や運営、地域の社会資源の創出や支援メニューとのマッチングなどを以下の居場所等と共に実施していきます。

また、引き続き、寄せられた相談内容の分析を(仮称)「おのまる

会議」（重層的支援会議）で行い、狭間の課題を抱えた世帯の支援ニーズの把握とそれに対応する資源の創出について検討します。

(ア) 子どもの居場所支援事業

生活や学習等の環境に困難を抱える子どもを対象に、子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、適切な支援を行うことにより学習習慣の定着、生活習慣を整え、将来の自立につながる力を身に付けることを目的に実施します。

名称	所在地・連絡先	形態
b & g 尾道	非公開	委託
b & g 因島	非公開	委託
子どもの学び舎 向島リーフ	非公開	直営

(イ) 子どもの学習支援事業

生活困窮世帯（生活保護世帯、生活困窮者自立相談支援世帯、就学援助受給世帯）及び母子・父子世帯（児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯）の児童・生徒を対象に、高等学校等への進学を支援し、将来の安定的な就業につなげること及び相談できる環境や居場所の提供を通じて、社会性を育成し、社会的な自立を図ることを目的に実施しています。

名称	所在地・連絡先	形態
尾道会場	非公開	委託
因島会場	非公開	委託

(ウ) なごやかカフェ

社会とのつながりが希薄な状況にある人を対象に、コミュニケーションを通じて、悩みの共有や情報交換を行います。

（年齢・性別は問わない）

(エ) おのみち女子会 「クローバー」

社会的孤立、ひきこもり状態や過去にひきこもりを経験した女性を対象に、それぞれが心地よく、ありのままでいられる空間の中で情報交換し、参加型の仲間づくりの場として運営しています。(年齢は問わない)

ウ 地域・居場所づくり事業 [第3号]

各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めます。

また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけを行います。

(ア) 地域介護予防活動支援事業[第3号のイ] (ふれあいサロン事業)

介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動の場づくりとしてふれあいサロン事業を実施します。

孤立・閉じこもりの防止や見守り効果など、地域の絆の強化とともに、生活支援や介護予防を進める拠点づくりに取り組みます。

(イ) 地域介護予防活動支援事業[第3号のイ] (シルバーリハビリ体操事業)

シルバーリハビリ体操指導士の養成と体操の普及を通じて、健康寿命の延伸と、介護予防及び地域住民が相互に支えあう地域づくりを行います。

(ウ) 生活支援体制整備事業[第3号のロ])

市内7圏域に生活支援コーディネーターを配置して、高齢になっても安心して住み続けられる地域づくりを行います。

地区社会福祉協議会をベースに、地域ごとの困りごとやニーズ把握を行い、既存の社会資源を活用しながら、必要なサービスや制度を検討していきます。

(エ) 地域活動支援センターの基本事業[第3号のハ]

障害者等の通いによる、人と人との交流、情報の交換、福祉情報の収集ができるような、憩い、自由にできる、仲間と交流できるスペースを提供します。

名称	所在地・連絡先	形態
地域生活支援センターるり	尾道市新高山3丁目1170-320 0848-38-7151	委託

(才) 地域子育て支援拠点事業[第3号のニ]

市内6箇所に地域子育て支援拠点としての「子育て支援センター」を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、相談、援助の実施、子育て関連情報の提供や講習会を開催します。

名称	所在地・連絡先	形態
おのみち子育て支援センター	尾道市防地町26-24 0848-37-2409	直営
いんのしま子育て支援センター	尾道市因島土生町100-4 0845-22-1545	直営
みつぎ子育て支援センター	尾道市御調町大田71-1 0848-76-0888	委託
東尾道子育て支援センター	尾道市東尾道4-4 0848-47-5585	委託
生口島子育て支援センター	尾道市因島洲江町49-1 0845-28-1345	委託
向島子育て支援センター	尾道市向東町8743-2 0848-45-1305	委託

(カ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 [第3号柱書]

地域住民等のニーズや地域生活課題を把握し解決を試みることができる取り組みとして、次のとおり実施します。

住民組織、福祉サービス事業者等と連携することにより、地域の支援システムづくりを推進します。

- a 地域住民等のニーズや課題の把握する取り組み
- b 地域住民等に対する研修及び交流会の実施
- c 地域福祉に関する活動への地域住民等の参加を促す取組
- d 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- e その他地域住民等のニーズや地域生活課題の解決を試みることができる取組

(キ) 小地域ネットワーク推進事業

過疎化や高齢化などの地域の実情から起きる生活課題に対して、

地域住民が自らの力で解決できるような小地域ネットワークづくりを進め、地域住民同士の支えあいによる見守りや援助活動などの小地域福祉活動を行います。

(ク) 認知症総合支援事業

認知症への理解や早期発見・早期対応につながる体制の強化とともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護の適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築を行います。

(ケ) 子どもの居場所づくりネットワーク事業

子どもたちが健やかに育つ地域環境づくりのため、子ども食堂や学習支援事業に取り組む団体の連携体制を整備します。

(コ) 子ども食堂支援事業

地域の人を対象に子ども食堂などの居場所づくり事業を実施する団体に対し、開設及び運営にかかる費用の助成を行います。

(サ) 子どもの居場所支援事業

(再掲)

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業[第4号]

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、本市では、対象者を見つけるために、地域住民、以下の事業や支援関係機関とのネットワークの構築により、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集していきます。

(ア) こころサポート事業

周囲との関係づくりや生活に困難を要して生きづらさを抱えている人やその周囲の人の相談を受け、必要な支援や受診へつなぎ、定期的な見守りや医療の継続等をアウトリーチチームで支援します。

(イ) ひきこもり支援ステーション「みらサポ」

長期にわたりひきこもりの状態にある人に対し、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求める做不到の人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けます。

窓口での相談のほか、本人や家族の同意のある場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

また、傾聴支援員養成、ひきこもりについてセミナー等を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていきます。

(ウ) 福祉まるごと相談会

包括的相談支援事業の各分野の事業者等が、地域に出向き、民生委員児童委員をはじめとした地域団体・住民等との勉強会や相談会を実施します。

(エ) ぽかぽか＊おむつ定期便事業

子育て経験のある配達員が定期的に関わりを持ち、子育てに関する不安や悩みを聴きながら声をかけ、見守りを行います。

また、保護者や乳児と出会うきっかけとして、毎月おむつ等の育児用品を配達し、乳児の健やかな成長に役立つ情報を届けます。

(オ) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、傾聴支援や家事・育児等の支援を行います。（令和6年度新規事業）

オ 多機関協働事業[第5号・第6号]

専門職に対する支援窓口として、研修や情報交換などにより交流を深め、分野を超えた連携の場の提供を行うとともに、包括的相談支援事業や福祉まるごと相談で受けた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、個別ケース会議又は支援会議において、役割分担や支援の方向性の整理など、支援の調整及びプラン作成を行います。必要に応じて

「おのまる会議」（重層的支援会議）を開催し、支援関係機関と協議

を行います。

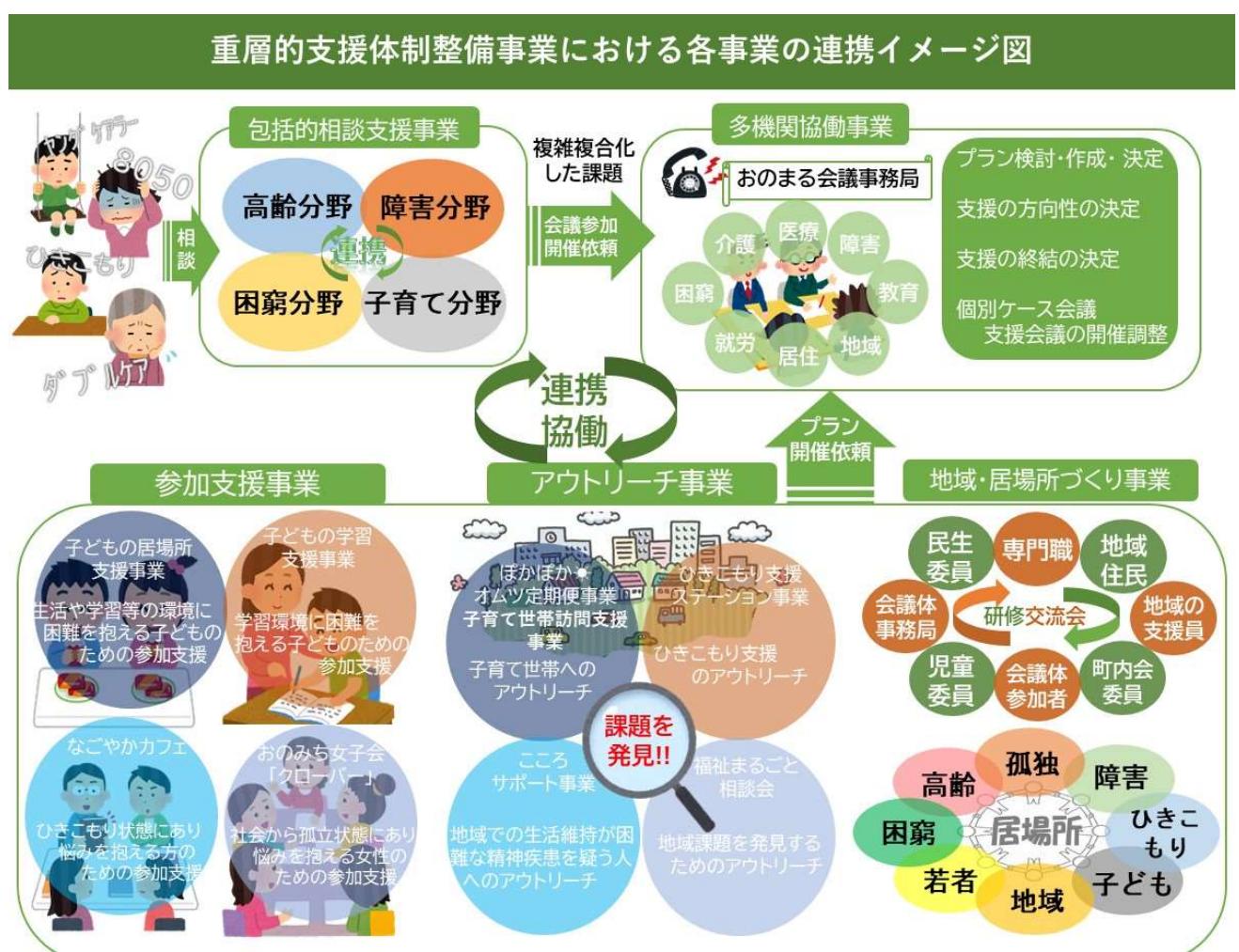
また、個別ケース会議の事例や寄せられた相談を抽出・整理のうえ、分析し、市において最重点で取り組むべき課題を導き出し、課題解決会議の設置により課題の解決を図っていきます。

(福祉まるごと相談窓口)

どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」を開設し、多機関協働で断らない相談支援に取り組んでいます。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、個別ケース会議又は支援会議を通じて、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行っています。

所在地	連絡先	形態
尾道市門田町 22-5 総合福祉センター内	0848-22-3499	委託



3 各種会議

(1) おのまる会議（重層的支援会議）

意思決定機関としての機能を持ち、管理職級の職員で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① 包括的支援体制の仕組み・ルールについて、協議・決定すること。
- ② 重層的支援体制整備事業に係る組織・方針等を協議・決定すること。
- ③ 重層的支援体制整備事業に係る実績と効果を点検・検証すること。
- ④ 重要課題の決定と課題解決会議の設置・終結を決定すること。
- ⑤ 分野ごとの会議体（要保護児童対策連絡協議会や自立支援協議会等）との連携・調整を行うこと。

(2) おのまる委員会（重層的支援会議）

実行機関としての機能を持ち、実務を担う職員で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、適切性を判断すること。
- ② 相談者が抱える課題と設定した目標などを共有し、支援提供者の役割を明確化すること。
- ③ プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを判断すること。
- ④ 相談事例等を分析し、重要な課題と判断した場合は、課題解決会議の設置をおのまる会議に提言すること。
- ⑤ 相談事例等を分析、整理し、有益な情報を抽出し、課題解決会議に助言すること。
- ⑥ 支援機関相互の連携体制の強化とアセスメント力の向上に資するグループワークを実施し、「支援者への支援」に必要な資源をおのまる会議に提言すること。

(3) 課題解決会議（重層的支援会議の専門部会）

重要課題を集中して検討する機能を持ち、課題に応じた専門的知識を有する者で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① おのまる会議において、重要とされた課題に対し、解決に向けた仕組み・社会資源の創出について協議・検討を行い、おのまる委員会等と連携し、試験的実施を行うこと。
- ② 課題解決の方向性に道筋を付け、検討した仕組み・社会資源の創出についておのまる委員会に提言すること。

(4) 個別ケース会議

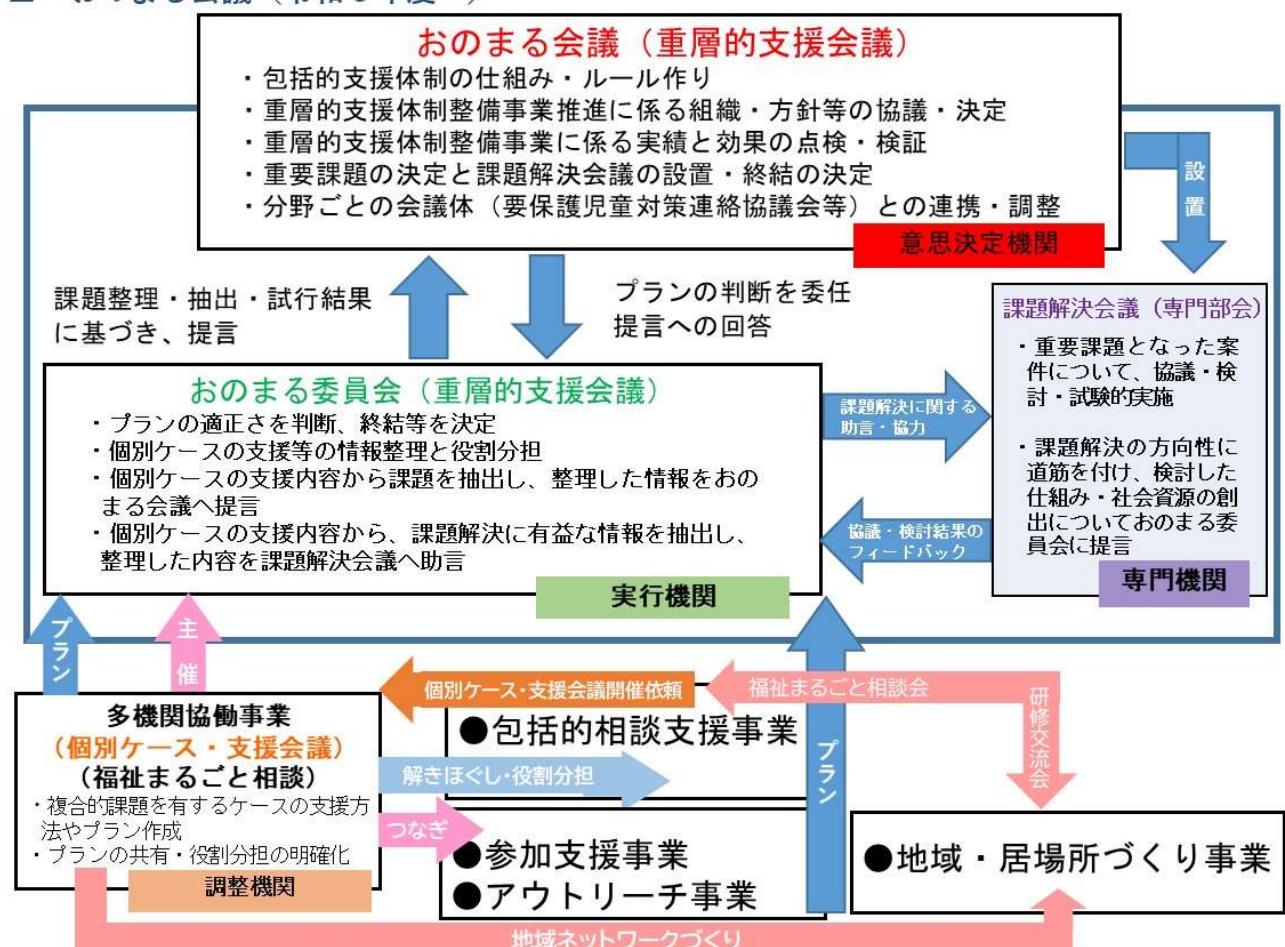
本人から同意の得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。

包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、会議の調整等を行います。8050 問題・障害・ひきこもり・薬物依存・子育て（養育・障害）・不登校・支援拒否・経済困窮等が混在した事例が寄せられ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員・行政、薬物依存支援機関、介護事業所、障害者サポートセンター、警察、他市町社会福祉協議会、司法書士、町内会長等が参集して協議検討を行っています。

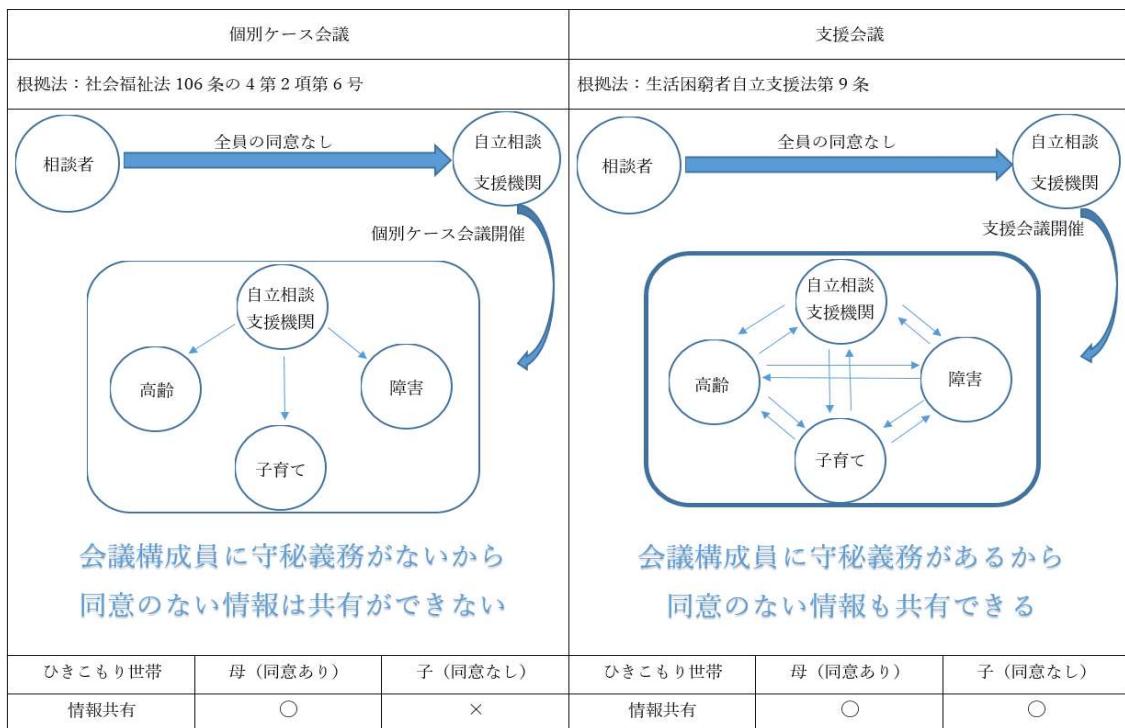
(5) 支援会議

本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、尾道市支援会議設置要綱（令和3年12月1日制定）の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催しています。

■ おのまる会議（令和6年度～）



■ 個別ケース会議と支援会議



4 連携機関・関係先機関

別紙「相談対応に係るつなぎや連携実績のある関係機関

【尾道市・自立相談支援機関】」参照

5 評価サイクル

(仮称) おのまる会議（重層的支援会議）において、進捗状況や方向性を確認していく、改善について検討する体制を整えます。

また、PDCA サイクルに基づき、(仮称) おのまる会議（重層的支援会議）において、実績に対する評価を行い、改善点や新たに必要な施策などを見つけ出したうえで取り組みを推進します。

さらに、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

6 事業目標・評価指標（尾道市総合計画後期基本計画抜粋）

(1) 事業目標 「生活に課題を抱える人の支援体制が充実している」

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
福祉まるごと相談窓口新規相談件数	件	91	180

(2) 目標達成のための施策 「生活に課題を抱える人への支援」

生活にいくつもの問題を抱えている人が相談できる相談窓口を設置し、包括的な支援体制の構築を目指します。

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
地域共生包括化推進会議個別ケース会議開催回数	回	1	6

【用語解説】

用語	解説(意味)
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。
ダブルケア	単一の世帯で、介護と子育てが同時に発生している状態。
地域コミュニティ	一定の地域を基盤として、そこに暮らす地域住民が構成員となって地域づくり活動や地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体や組織（集団）。
地域包括ケアシステム	高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。
ワンストップ	ひとつの場所で、さまざまなサービスが受けられる環境、場所。
8050問題	高齢の親とひきこもり状態にある子どもが同居している世帯が抱える生活課題。
PDCA	Plan Do Check Actionの略。施策等の計画を策定(Plan)、実施(Do)、実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。